川崎市上下水道局請負契約に係る予定価格の公表に関する要綱 (平成23年3月31日22川上総契第1696号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。) が発注する工事又は製造(物品の製造を除く。)の請負契約(以下「工事請 負契約」という。)に係る予定価格の公表について必要な事項を定めるもの とする。

(対象契約)

第2条 予定価格の公表の対象とする契約は、原則として、全ての競争入札に 付する工事請負契約とする。

(公表する時期及び金額)

第3条 予定価格の公表は、落札者決定後とし、公表する予定価格は、川崎市 上下水道局契約規程(昭和41年水道局規程第28号)第14条の規定により定めた価格から、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額とする。

(公表の方法)

第4条 予定価格は、落札者決定後、速やかに川崎市上下水道局契約関係資料 の公表に関する要領(平成22年4月1日22川上総契第5号)に基づき公 表する。

(再入札等について)

- 第5条 入札回数は、原則として、2回までとする。
- 2 入札に参加する者は、入札書と同時に入札金額に相応する工事積算内訳書 を提出しなければならない。再度入札に付す場合も同様とし、工事積算内訳 書の提出されない入札は無効とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定めるものと

する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行し、施行日前に公告、指名通知 等を行った工事請負契約については、なお従前の例による。

(関係要綱の廃止)

2 川崎市上下水道局競争入札における予定価格の事後公表の試行要綱(平成 21年2月18日20川水総契第871号)は、廃止する。